

神戸市と株式会社ローソンとの包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の活性化を推進するため、以下のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。なお、具体的な連携事項については、乙のフランチャイズ加盟者、乙の店舗賃貸人、乙の取引先その他の利害関係人の同意を得られることを条件に、甲乙協議の上決定する。

- (1) 神戸市産オリジナル商品の開発・販売
- (2) 災害時の協力
- (3) 高齢者・障がい者支援
- (4) こども・青少年の育成支援（子育て支援）
- (5) 地域の安全・安心の確保
- (6) 健康増進・食育
- (7) 観光振興
- (8) 環境保全・リサイクル
- (9) 市政情報の発信（施策PR）
- (10) その他必要と認められる事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし本協定の有効期間が満了する日から1ヵ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1箇月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月10日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン
取締役代表執行役員COO
CVSカンパニー社長 玉塚 元一